



発行 新潟県

号外 6

令和5年3月28日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 342 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）
- 343 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）
- 344 都市計画事業の事業計画の変更認可（都市整備課）
- 345 指定納付受託者の指定（高等学校教育課）
- 346 指定納付受託者の指定（高等学校教育課）
- 347 指定納付受託者の指定（高等学校教育課）
- 348 指定技能教育施設の連携措置に係る科目について（高等学校教育課）

監査委員訓令

- 2 新潟県監査委員事務局事務決裁規程の一部改正（監査委員事務局）

告 示

◎新潟県告示第342号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和5年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
三条市代官島字埋り田3169番1	田	925

- 2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	賃料に相当する補償金の額
水稻	令和5年6月	5年	87,400円

- 3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人新潟県農林公社 代表理事 池 田 紀 夫

〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2

- 4 農地の所有者等の情報

新潟県報 定期第15号（令和5年2月24日発行）で告示したが、令和5年3月10日までの間に農地の所有者等からの意見書の提出はなかった。

- 5 補償金の支払の方法

利用権の始期までに新潟地方法務局三条支局に補償金を供託する。

- 6 補償金の還付について

農地の所有者は新潟地方法務局三条支局において、補償金の還付を受けることができる。

- 7 その他

機構関連事業（農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業）が行われる可能性がある。

◎新潟県告示第343号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定すべき旨の裁定をした。

令和5年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
新潟市秋葉区古津二百苺1269番	田	641
新潟市秋葉区古津二百苺1272番1	田	515
新潟市秋葉区古津南郷1325番	田	462
新潟市秋葉区古津南郷1328番	田	456
新潟市秋葉区古津北郷2198番1	畑	1,051
新潟市秋葉区古津北郷2198番3	田	201
新潟市秋葉区古津北郷2198番6	田	138
新潟市秋葉区古津北郷2198番7	畑	85
新潟市秋葉区蒲ヶ沢二百苺2352番	田	257

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	賃料に相当する補償金の額
水稻	令和5年5月	5年	17,010円

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人新潟県農林公社 代表理事 池田 紀夫
〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2

4 農地の所有者等の情報

新潟県報 定期第15号(令和5年2月24日発行)で告示したが、令和5年3月10日までの間に農地の所有者等からの意見書の提出はなかった。

5 補償金の支払の方法

利用権の始期までに新潟地方法務局新津支局に補償金を供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者は新潟地方法務局新津支局において、補償金の還付を受けることができる。

7 その他

機構関連事業(農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業)が行われる可能性がある。

◎新潟県告示第344号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 施行者の名称

十日町市

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 十日町都市計画道路事業
- (2) 名称 3・4・4号稲荷町線

3 事業施行期間

平成31年1月29日から令和6年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
なし

◎新潟県告示第345号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定した。
令和5年3月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 指定納付受託者の住所及び名称
新潟県新潟市中央区上大川前通8番町1245番地
第四ジェーシービーカード株式会社
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
新潟県立中等教育学校及び高等学校の入学者選抜に係る入学考査料
- 3 指定期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎新潟県告示第346号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定した。
令和5年3月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 指定納付受託者の住所及び名称
新潟県新潟市中央区上大川前通8番町1245番地
第四ディーシーカード株式会社
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
新潟県立中等教育学校及び高等学校の入学者選抜に係る入学考査料
- 3 指定期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎新潟県告示第347号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定した。
令和5年3月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 指定納付受託者の住所及び名称
東京都港区高輪1-3-13
ソニーペイメントサービス株式会社
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
新潟県立中等教育学校及び高等学校の入学者選抜に係る入学考査料
- 3 指定期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

◎新潟県告示第348号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第3項の規定により、指定技能教育施設の連携措置に係る科目について次のとおり変更したので、告示する。

令和5年3月28日

新潟県教育委員会教育長 佐野 哲郎

- 1 指定技能教育施設の名称
長岡凜晴高等学院
- 2 連携措置の対象となる科目及び当該科目に対応する高等学校の教科に属する科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
課題研究	課題研究
簿記	簿記
情報処理	情報処理

- 3 変更年月日
令和5年4月1日

監査委員訓令

新潟県監査委員訓令第2号

新潟県監査委員事務局

新潟県監査委員事務局事務決裁規程（平成18年3月新潟県監査委員訓令第4号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月28日

新潟県代表監査委員 八木 浩 幸

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(事務局長の専決事項)</p> <p>第3条 事務局長（以下「局長」という。）の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 局長の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律の部分休業、<u>修学部分休業、高齢者部分休業</u>及び職務専念義務の免除（以下「休暇等」という。）並びに次長の5日以上の休暇等（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(平成7年新潟県人事委員会規則第8-55号)第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇(以下「夏季休暇」という。)を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。)の承認等をすること。</p> <p>(11)～(15) (略)</p>	<p>(事務局長の専決事項)</p> <p>第3条 事務局長（以下「局長」という。）の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 局長の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律の部分休業、修学部分休業及び職務専念義務の免除（以下「休暇等」という。）並びに次長の5日以上の休暇等（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(平成7年新潟県人事委員会規則第8-55号)第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇(以下「夏季休暇」という。)を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。)の承認等をすること。</p> <p>(11)～(15) (略)</p>